

静岡県教育委員会

議事録

令和2年度 第7回定例
8月19日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年 8月19日に教育委員会第7回定例会を招集した。

1 開催日時 令和2年 8月19日（水） 開会 13時30分
閉会 15時00分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明
委 員 加 藤 百合子
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小 野 澤 宏 時

事務局（説明員） 長 澤 由 哉 教育部長
松 井 和 子 教育監
伏 見 光 博 参事（総括担当）
塩 崎 克 幸 参事（学校改革担当）
堀 口 敬 記 教育総務課長
中 山 雄 二 教育政策課長
青 木 康 行 財務課長
松 下 明 生 教育施設課長
本 村 勉 教育厚生課長
宮 崎 文 秀 参事兼義務教育課長
本 多 伸 治 高校教育課長
伊 賀 匡 特別支援教育課長
山 下 英 作 社会教育課長
近 藤 浩 通 健康体育課長
貝 瀬 佳 章 教育総務課参事
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課参事

4 その他

（1）第21、22、23、24、25号議案は可決された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

本日の定例会については、新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネットを活用して開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 23、24、25 号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 23、24、25 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

第 21 号議案 令和 3 年度使用教科用図書の採択

- 教 育 長： 第 21 号議案「令和 3 年度使用教科用図書の採択」について、本多高校教育課長、伊賀特別支援教育課長より説明願う。
- 関 係 課 長： <議案についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 今御説明いただいた内容の根拠となる『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』における関係条項は、何年前に制定されたものか。正確な年数では無くても構わないので、教えて欲しい。もう 1 点、学校からの採択内申を受けて、県教育委員会で審議をして決定通知を出すというプロセスについて、県教育委員会が決定通知を出すに当たり、何を検討しているのか。以上 2 点について確認したい。
- 高 校 教 育 課 長： まず 1 点目の御質問について、昭和 31 年に制定された法律である。2 点目については、先に高等学校の部分について説明をさせていただくが、基本的には各学校の中で、各学校の生徒の実情に応じて最適なものを選び、内申をしていただいている。教科書そのものについて、検定本は、既に検定を受けて一定水準を超えたものと判断されているため、それぞれの教育課程に沿った内容であることを確認している。一部、検定本以外の教科書を使用しているが、各学校の指導計画に沿った内容が盛り込まれているか、といった点を確認している。今年度については、再検討となったものは無かったが、過去には再検討するよう指示したこともある。
- 特 別 支 援 教 育 課 長： 特別支援学校について説明する。採択可否の検討については、各学校から提出を受けている教育課程表に適合したものかを確認しており、不適合が認められる場合には、見直しをするよう指示している。昨年度の採択状況についても、学校ごとに比較を行い、内容のレベルに著しい差があるものや、複数年に渡って同一教科書を使用しているといった状況が無いか確認している。もう 1 点、全ての教科において教科書を採択していない場合があるが、特別支援学校の場合、児童生徒の状況等に応じてそういった事態が生じることがあるため、そのあたりは各学校に確認をしている。
- 藤 井 委 員： 御説明いただいた内容については承知した。毎年同じように感じてい

るが、60年以上も前の法律を根拠として選定後の内申や決定といったプロセスが残っていること自体、いかななものかと感じる。このプロセスは、各市町、各教育委員会ごとにやっているのだと思うが、教育界全体で膨大な無駄な作業をしているというように強く感じる。法律を犯すことはもちろんできないが、許される範囲内において、可能な限り簡素化したプロセスを考えるべきであり、それでもなお効率化が図れないのであれば、国に対して変えるべきだということを、県教育委員会は声を大にして言うべき立場である。教科書採択について議案を出されても、議論をする余地がなく、こういう承認手続きを取ること自体、意味がないと強く感じる。

教 育 長： 承知した。現在はコロナウイルス感染症の影響から機会が少なくなっているが、各県の教育長が集まる教育長協議会といった場で、話し合うことも一つの手段であると思う。御意見について検討する。

藤 井 委 員： 是非お願いしたい。県の教育委員会の中でこういった意見が出ているということ、教育長の立場から対外的に伝えていただければと思う。少し話は逸れるが、これからの時代のICTを活用した教育を進めていくと、教科書の存在自体が大きく変わってくると思う。生徒ごとにカスタマイズされた電子教科書が基本となる時代が目前に迫っており、極論すれば、教科書自体がない教育もあり得ると思う。そうした部分は、世の中の状況により必然的に変わっていくと思うが、本日の議案を見ると、議案そのものは否定しないが、変えていかなければいけない大きな課題を抱えていると感じる。

教 育 長： 承知した。他に意見はあるか。

渡 邊 委 員： 藤井委員の御意見に重なる部分があるが、今後、一人一台タブレットを持つということになると、教科書のデジタル化は必須になってくる。単に知識を覚えるのではなく、持っている知識を基に、様々な探求活動や、教科を超えた繋がりを持った学習に結びつき、発展していくのがこれからの教育であると思うので、この教科書を使用する先生方には、従来のような、教科書で知識を鍛えるという教え方から、教科書を使ってより思考を深める教え方にシフトしていただければと思う。

教 育 長： 御意見について承知した。他に質疑等はあるか。

教 育 委 員： (特になし)

教 育 長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

教 育 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第21号議案について可決する。

第22号議案 新県立中央図書館基本計画の改定

教 育 長： 第22号議案「新県立中央図書館基本計画の改定」について、藤ヶ谷社会教育課参事より説明願う。

社会教育課参事： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 1点確認したい。基本計画の新旧対照表があるが、資料3枚目下段修正後の欄に『東静岡地区の特徴を踏まえた上で新図書館の整備を進めていく』とあるが、東静岡地区の特徴を踏まえて整備をするということが、具体的に想像できないため、説明願いたい。

社会教育課参事： 東静岡地区は、もともとの文化力の拠点構想があった時点から、『日本平から三保半島まで含めた一帯の整備』という事で、大学や美術館等も含めた地域全体の整備構想があった。大きな計画の中、東静岡地区については、グランシップとの連携といった要素もあり、特に若者を取り込みたいといった元々の構想があった。そういったことを踏まえていく必要があると思う。現在、静岡市で東静岡地区のグランドデザインを検討しており、静岡市は北口でスポーツの殿堂を整備するという構想で、現時点ではアリーナを作るというのが最有力であると聞いている。県においては、南口で文化力の拠点を作っていくといった要因を踏まえていく。

藤 井 委 員： 承知した。もう1点確認したい。資料のどこかに記載があるのかもしれないが、図書館は何年に完成させる予定か伺いたい。

社会教育課参事： 基本計画には、そこまでの記述はしておらず、いつまでに整備をするかということは、現在示せていない。図書館の整備については、県議会を含め、広く意見をいただいた中で進めていくという形になるため、意見の集約等ができなければ、この先には進めないと考えている。

藤 井 委 員： 承知した。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第22号議案について可決する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第23号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第24号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第25号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和2年度第7回教育委員会定例会を閉会とする。